

首級會社従業員ハ會社ニ對シ要求ヲ提出スルコトニ
決シタル経過ニ就キハ前報ノ通りナルハ従業員保交
法委員太田嘉長治外九名ハ昨十五日午前十四時
社事務所ヲ訪問シテ同日十一時ヨリ工務課長江口
鶴雄、技師長鈴木録郎、人事係長上野政雄、三
ト會見口頭ヲ以テ

- 一、日給各自ノ額宛ヲ増給セラレタシ
- 二、退職手当ハ現在ノ給與率ニ更ニ五日分ヲ増加
シ特別手当ハ從來ノ如ク(退職手当金ニ對シニ
乃至四ヲ乘シタル額)支給セラレタシ
- 三、夜勤手当ハ現在一五分ヨリ二分増額セラレタシ
- 四、見込金ハ本日一ヶ月二日十九日ヲ實行せしむル事併

ト爲ルカハ以テ同日ハ絶対休養シ得ルコ
ト、レ日給ハ出勤ト同様一二日分一支給セラレタ
シ

以上四項ヲ要求トシ更ニ希望條件トシテ

一、公務死傷者ニ對スル一切ノ費用ハ會社ニ於テ

負擔スルコト

二、共済組合ヨリ購買スル米糶ヲ改善スルコト

ノ二項ヲ申出スル以上ニ對スル回答ヲ三日間ノ内ニセ
ラレヌル旨極メテ總便ニ陳述シタルニ鈴木技師長ヨ
リ、兼ニ二十七日株主總會モアリ之等準備ノ為メ種々
多忙ナル關係上日ヲ限リテ回答スルコトハ困難ナル
ニ従業員保ノ要求ハ不当ニアラスト認メラル、故ニ